



地域ケア会議推進リーダー 介護予防推進リーダーについて

1. 推進リーダー制度について
 2. 推進リーダー履修要件・履修順序
 3. 履修上の注意点
 4. eラーニング免除要件
- 
- 

1. 推進リーダー制度について

日本理学療法士協会では

「地域包括ケアシステム」の推進にあたり「**地域ケア会議**」と「**介護予防**」の2つの施策を重要視し、これらに貢献できる人材の育成を進めています。

その育成の一環として

「**地域ケア会議推進リーダー**」と「**介護予防推進リーダー**」の2つの認証コースを設けています。

【地域ケア会議推進リーダーの目指すリーダー像】

- ・ **地域ケア会議の目的を理解し、自立支援につながる助言ができる。**
※最終的には理学療法士の専門性を活かし総合的に地域包括ケアを推進するカリキュラムを提供予定です。

【介護予防推進リーダーの目指すリーダー像】

- ・ **理学療法士としての専門性を活かした評価ができる**
- ・ **効果的な予防プログラムの企画・提案ができる**
- ・ **多職種や地域住民と協働した予防プログラムの企画**
- ・ **提案ができる**

2. 推進リーダー履修要件・履修順序

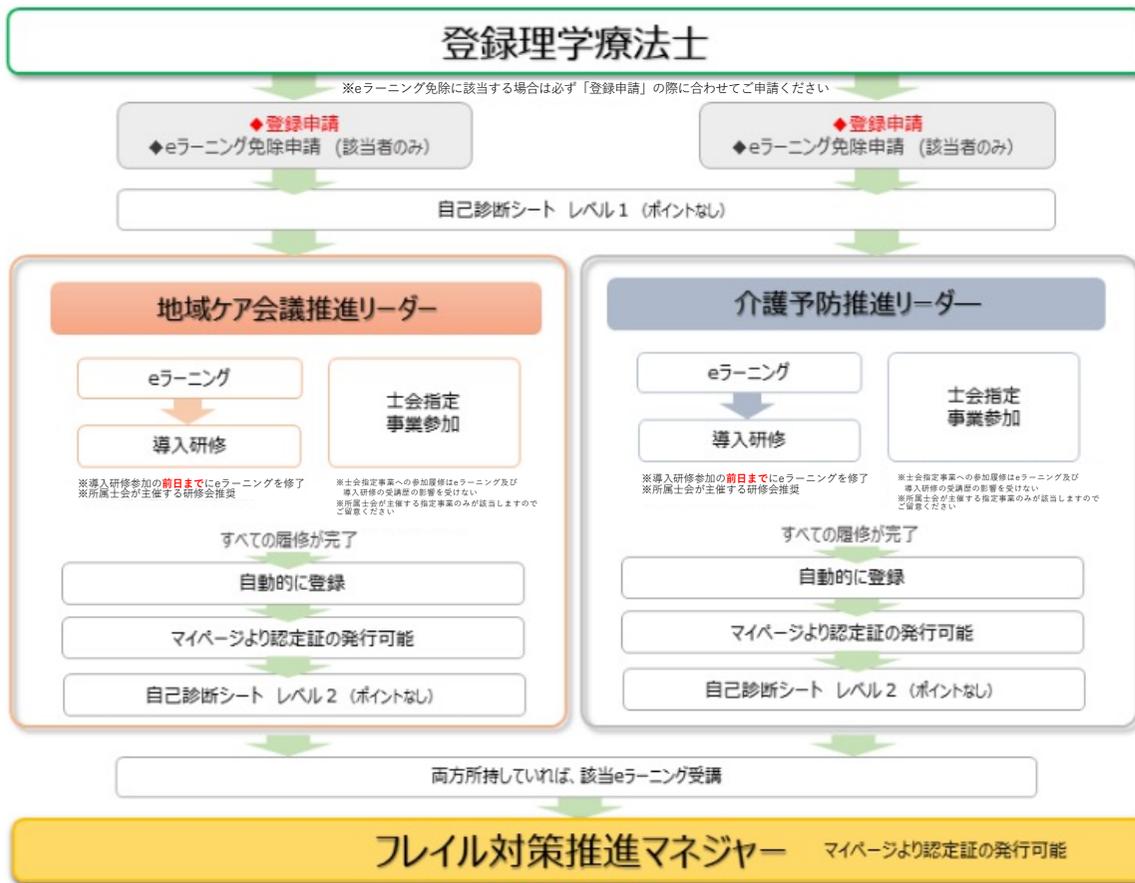
推進リーダー資格取得のための履修要件

2021年度末の取得・申請状況	2022年度以降の状況	2022年度以降に推進リーダーを取得希望の場合に必要な対応
推進リーダーを取得済の会員	継続して推進リーダー取得とみなされる。	登録理学療法士未取得の場合は登録理学療法士の取得をお願いします。
推進リーダー未取得かつ登録理学療法士に移行可能な会員	いつでも推進リーダーの登録申請が可能である。	推進リーダーの登録申請が必要です。
登録理学療法士に移行可能ではなく、2021年度末時点で推進リーダーの登録申請済の会員	引き続き推進リーダーの履修を継続できる。	継続して推進リーダーの履修を進めてください。また、登録理学療法士未取得の場合は登録理学療法士の取得をお願いします。
上記のいずれにも該当しない会員	推進リーダー登録申請に登録理学療法士の取得が必要となる。	2021年度中に以下の要件を満たした場合は、2022年度4月から推進リーダーの履修が可能 新人教育プログラム修了 推進リーダー登録申請
		2021年度中に上記要件を満たさない場合は、2022年度以降に登録理学療法士取得後から推進リーダーの登録申請が可能

履修順序

推進リーダー（地域ケア会議推進リーダー・介護予防推進リーダー）・フレイル対策推進マネジャー取得までの流れ

◆まずはマイページより、取得したい推進リーダーの登録申請をお願いします。



【注意事項】

・導入研修を受講するには、eラーニングを修了または免除申請による修了が必須です。

・順序が逆になった場合、導入研修の履修が認められず、再度受講が必要です。

3. 履修上の注意点

- (1) 推進リーダー取得には**登録理学療法士の資格が必要**です。
詳細は日本理学療法士協会HP「[新生涯学習制度および会員管理システム変更に伴う推進リーダー取得要件の変更について](#)」をご確認ください。
- (2) 履修要件は以下の通りです。
 - ① **(リーダー取得を目指す) 登録申請**
 - ② **eラーニング**
 - ③ **導入研修**
 - ④ **士会指定事業**
- (3) eラーニングには**免除制度があります**。
- (4) 士会指定事業は、**福岡県理学療法士協会が指定する事業を受講**してください。
毎年1回開催されています。

4. eラーニング免除要件

以下のいずれかの要件を満たした場合、eラーニング受講が免除されます。

「地域ケア会議推進リーダー」

- ・ 士会事業に参加経験があり、かつ士会からの推薦がある会員
- ・ ケアマネジャー資格取得者
- ・ 認定理学療法士取得者（地域理学療法）

「介護予防推進リーダー」

- ・ 士会事業に参加経験があり、かつ士会からの推薦がある会員
- ・ ケアマネジャー資格取得者
- ・ 認定理学療法士（介護予防）
- ・ （暫定）認定理学療法士（介護予防）

※免除申請には、①当年度中に参加した士会指定事業の実績提出 ②理事会の承認が必要です。

※免除申請用紙は、当士会HPの検索窓口に「士会指定事業」と入力するとページに辿り着きます。